

グループホーム・ケアホームの 体験入居について

平成21年9月29日

千葉県障害者自立支援課

グループホーム・ケアホームの体験入居

居宅



グループホーム・ケアホーム



入所施設・宿泊型自立訓練



※入院・外泊時加算又は
帰宅時支援加算等を算定

病院



体験入居

正式入居

連続30日以内かつ年50日以内

【体験入居時の単価】

- ・ケアホーム 675単位～324単位(障害程度区分別)
- ・グループホーム 287単位
- ※世帯人の配置数に関わらず一定の単価。



※経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所等については、個別支援計画の作成義務がないため、体験の対象外。

【加算】

- 福祉専門職員配置等加算
- 夜間支援体制加算・夜間防災体制加算
- 重度障害者支援加算
- 日中支援加算
- 医療連携体制加算
- 地域生活移行個別支援特別加算 等

※入院時支援加算等については、施設入所者が体験する場合、入院中は施設側が支援を行うため、グループホーム等では加算を算定しない。

通常の単価を算定

グループホーム・ケアホームの体験入居について①

◆利用者像

施設入所者若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等で、共同生活住居への入居を希望している者。

◆個別支援計画について

共同生活介護計画に、「継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項」等を位置付けること。

◆運営規程について

サービスの内容について、体験利用を提供する際には、運営規程にその旨明記しておくこと。
また、定員について、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。

※入居定員については、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活介護事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないとされてます。

◆食材料費等、日常生活において常必要となるものに係る費用について

体験利用に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払いを受けること。

※食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められない。

グループホーム・ケアホームの体験入居について②

◆CH・GHサービス費(体験利用)を算定している場合に、算定可能である加算

- 福祉専門職員配置等加算、夜間支援体制加算、夜間防災体制加算、重度障害者支援加算
日中支援加算、医療連携体制加算、地域生活移行個別支援特別加算 等
- 入院・外泊時加算、長期入院等支援加算（施設入所支援）
共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活介護サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。（病院に入院している者についても同様の取扱い。）

◆CH・GHサービス費(体験利用)を算定している場合に、算定不可である加算

- 自立生活支援加算（共同生活介護）
- 入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算（共同生活介護・共同生活援助）
- 帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算（共同生活介護・共同生活援助・生活訓練）

◆その他

指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、体験利用に係る共同生活介護サービス費は算定できない。

宿泊型自立訓練を利用する場合、共同生活介護又は共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊の場合も含むが、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定しないものとする。

グループホーム・ケアホームの体験入居について（厚生労働省Q A）

質問	回答
<p>体験利用サービス費を算定する場合、体験利用する者への支給決定を市町村があらかじめしておく必要があるのか。</p>	<p>体験利用に当たっては、通常のコモニティ生活介護又はコモニティ生活援助と同様、支給決定等の手続きが必要である。</p>
<p>入院・入所している者だけでなく、在宅にいる者も体験利用することはできるか。</p>	<p>体験利用の対象者は、入院・入所している者に限定されないため、家族と同居している者も利用は可能である。 家族と同居しているうちから体験利用することは、将来の自立に向けてその可能性を育み、高めていく観点からも非常に重要であり、活用が広がることを期待しているところ。</p>
<p>① 体験利用について、障害児施設に入所している児童が18歳到達後に共同生活介護等に移行することを念頭に体験利用する場合も対象となるか。 ② 障害児施設給付費との併給について ①において障害児施設からの体験利用が可能であった場合、旧法施設支援との併給を禁じている規定にも鑑みて、障害児施設給付費(入所)と共同生活介護サービス費(Ⅳ)又は共同生活援助サービス費(Ⅴ)を併給することはできないと解しますが相違ないでしょうか。</p>	<p>① 障害児施設の入所者については、児童相談所長が認めた場合に対象となる。(家族との同居の場合も同様。) ② 外泊扱いとして体験利用は可能である。</p>
<p>① ケアホーム、グループホームの体験入居について、人員基準はどのように考えればよいのか。体験入居者以外の人員に対して基準を満たしていればよいのか。それとも利用者及び体験入居者の合計人数に対して基準を満たさなければならないのか。それとも体験入居者専属の人員を配置しなければならないのか。</p>	<p>① 体験利用者も含めて、一体的に配置数を算定する。 ② 一体型においても算定は可能である。</p>
<p>体験利用の場合の居室の利用形態について ① 共同生活介護等の利用者(体験利用除く)が帰宅・入院等により不在の場合に、当該利用者の居室を、体験利用に供することは可能か。可能とすれば、帰宅時支援加算等を算定することは可能か。 ② 利用されていない居室を、複数の体験利用者に交互に供することは可能か。 例えば、同じ居室を、今週はA、来週はB、再来週はAが利用するといった形態。可能とすれば、利用の都度、契約を交わすこととなるのか。</p>	<p>① 平成18年11月13日付け「介護給付費等の算定に関するQ&A(VOL.1)について」問10の短期入所の場合と同様、当該利用者と賃貸借契約が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、体験利用の用に供することはできない。 ② 交互に利用することは可能であり、契約方法については適切な方法で締結して差し支えない。</p>

グループホーム・ケアホームの体験入居について（厚生労働省QA）

質問	回答
<p>① 共同生活住居に、定員数以外の未使用の居室がある場合、その居室を使ってこのサービスを提供することができるのか。定員に空きのある場合だけか？</p> <p>② 共同生活介護サービス事業所において定員4名（入所者3名、すべて程度区分2で生活支援員の配置はなしのケース）の場合、体験利用者（区分4）を受け入れる場合、程度区分に見合う生活支援員の配置時間を確保する必要があると考えるがどうか。</p>	<p>① 体験利用も定員の範囲内で実施することとなる。定員外の居室を利用する場合には、当該居室分含めた定員に変更する必要がある。</p> <p>② 貴見のとおり。体験利用の者についても通常の利用者と同じ扱いとする。</p>
<p>グループホーム、ケアホームの体験利用に係る報酬が新たに定められたが、障害児施設に入所しながらグループホーム、ケアホームの体験利用の併給は可能か。</p>	<p>算定は可能である。（入所施設支援と同様の取扱い） なお、グループホーム、ケアホームを体験利用する場合、障害児施設については、入院・外泊時加算が算定される。</p>
<p>障害者支援施設の入所者がケアホームを体験利用中に、日中活動系サービスを利用することはできるか。</p>	<p>障害者支援施設の入所者が体験利用を行う場合、通常のケアホーム入居中と同様、日中活動系サービスを利用することができる。</p>
<p>ケアホームの共同生活介護サービス費(Ⅳ)と施設入所サービス費は併給可能か。</p>	<p>例えば、施設入所者がケアホームにおいて体験利用を行う場合、ケアホームにおいては共同生活介護サービス費(Ⅳ)を、入所施設においては、入院・外泊時加算等を算定することができる。</p>
<p>入所施設から一時的にケアホームを体験利用する場合、入居日及び退居日の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>入居日及び退居日については、入所施設の基本報酬とケアホームの体験利用の報酬の両方を算定することができる。ただし、入所施設とケアホームが同一敷地に存在する場合、又は隣接若しくは近接する場合であって相互に職員の兼務等が行われている場合は、入所（入居）の日は算定され、退所（退居）の日は算定されない。</p>
<p>新規にケアホームを利用する全ての利用者に対し、50日間、共同生活介護サービス費(Ⅳ)を算定してもよいか。</p>	<p>基本的には、利用者の状態像に合わせ、徐々に体験日数を増やしていく等の利用方法が想定されるものであるが、市町村において、支給決定時に要否や期間を判断する。</p>

グループホーム・ケアホームの体験入居について（厚生労働省QA）

質問	回答
<p>ケアホームの体験利用に際して、入所・入院者の入所・入院期間の要件はあるのか。</p>	<p>体験利用は、家族と同居している者も利用可能としており、入所・入院期間については要件とはしない。</p>
<p>共同生活介護を体験利用する場合、障害程度区分の認定を受けていない者については新たに区分認定が必要となるのか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>共同生活援助と共同生活介護を各々体験的に利用する場合、各々、連続30日以内かつ年間50日以内で利用することができるのか。</p>	<p>各々、連続30日以内かつ年50日以内の算定が可能であるが、市町村においては、支給決定に際し、必要性等を十分に勘案して判断されたい。</p>
<p>グループホーム入居者が別のグループホーム又はケアホームを体験的に利用することは可能か。</p>	<p>体験の必要性が認められるのであれば可能である。ただし、同一敷地内又は同一事業所の他の共同生活住居への体験利用については、体験利用にかかる報酬を算定できない。</p>
<p>共同生活介護を体験的に利用する際に、当該利用者が居宅介護や重度訪問介護を個人単位で利用することはできるか。</p>	<p>通常の共同生活介護の利用者と同様の要件を満たしているのであれば可能。なお、その際の報酬単価は、通常の共同生活介護の利用者が個人的に居宅介護等を利用する際と同様の単価を算定することとなる。</p>